

教育・保育提供区域の設定と事業計画について

1 教育・保育提供区域の設定と事業計画

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに設定した「量の見込み」（需要）に対応するよう、「教育保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（平成27年度～平成31年度の確保方策）」を示さなければならない。

2 認可と需給調整について

保育所・認定こども園（認可権者は県）、地域型保育事業（認可権者は市）に関する認可申請があった場合

- ・申請者が適格性、認可基準を満たせば、原則認可する。
- ・ただし、区域における教育・保育の「利用定員の総数」（供給）が、子ども・子育て支援事業計画で定める「量の見込み」（需要）にすでに達しているか、認可によってこれを超えると認めるときは、認可しないことができる。 ⇒ 需給調整

3 区域設定範囲によるメリット・デメリット

区域設定範囲	メリット	デメリット
全市	1 需給調整の発生する機会が少なく、事業者が新規参入しやすい。	利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合もある。
3区域 （大根・鶴巻、秦野駅、渋沢駅）	2 事業者の参入しやすさから利用者の選択範囲が広がる。 3 勤務地等の都合で居住エリア以外の施	1 需給調整の発生する機会が多く、認可されない施設・事業がある場合、利用者の選択範囲が狭くなる。

	<p>設・事業を希望するニーズを吸収できる。</p> <p>4 事業計画における需要量見込みの推計が行いやすい。</p>	<p>2 勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できない。</p> <p>3 事業計画における需要量見込みの推計が困難である。</p>
6区域（旧行政区）	<p>利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にある可能性が高くなる。</p>	

* 「量の見込み」の3区域、6区域の設定をした場合、大根・鶴巻区域は、2号認定の需要が少ないため、教育・保育施設等については、今後、需給調整が行われる場合がある。

別紙資料のとおり